

ただいま、

滞納整理強化期間中です

滞納整理強化期間 平成22年11月～平成23年1月

ストップ！滞納

県 税 市 税



幸手市をはじめ、県内64市町村と埼玉県では、今年度から新たに「滞納整理強化期間」を設け、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

市では、納期限内に納付している多くの市民のみなさんとの公平性の観点から、滞納の解消に向けた取組を行います。

納期限内に納付しましょう

市では、社会福祉の充実、下水道・道路・公園などの整備、教育の振興、消防や防災など、幅広い活動を行っており、税金はこれらの行政サービスを提供するための財源となります。大切な財源確保のため、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

滞納になると

定められた納期限内に税金を納めないことを、滞納と言います。滞納になると、市では督促状や催告書などを郵送して、速やかな納付をお願いしています。しかしながら、その後も納付しただけでない場合は、法律に基づき、不動産や預貯金、生命保険、給与などの財産の差押えを行います。
(左図参照)

市税の種類

市税にはどんな種類があるのでしょうか。ここでは、主な市税について紹介します。



◆市民税

前年中の所得にもとづき、1月1日現在、住所のある市町村でかかる税です。

市内に住んでいなくても、市内に事務所や家屋敷などを持っている人には均等割のみ課税されます。

◆固定資産税

1月1日現在で土地、家屋、償却資産を持っている人にかかる税です。税率は1・4%です。

◆軽自動車税

4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を持つている人にかかる税です。

お勧めします！安全で便利な口座振替を！

▼申込み方法

- 1** 口座振替依頼書(納税通知書の最終ページまたは市内の金融機関で配布)に必要事項を記入します。
- 2** 口座振替依頼書、印鑑、預・貯金通帳、納税通知書を持って口座振替取扱金融機関で手続をします。
- 3** 口座振替取扱金融機関から市役所に申込書の控えが届き、電算機に入力して手続が完了します。
- 4** 各市税の納期限日に口座から引き落とされます。通帳に記帳した際に、誤りのないことを確認してください。

◆口座振替取扱金融機関など

- 埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、栃木銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫の各本・支店
- 埼玉みずほ農協の各本・支店
- ゆうちょ銀行(旧郵便局)

◆申込時に必要な物

- ①預・貯金通帳 ②印鑑(預・貯金通帳に使用しているもの) ③納税通知書 ④口座振替依頼書
※口座振替依頼書は、納税通知書の最終ページに付いています。また、市内の金融機関、納税課窓口でも配布しています。必要な人には郵送しますのでご連絡ください。

問合せ 納税課 ☎(43)1111 内線 152・FAX(43)1125

社会保険料控除のための 所得参考資料の郵送

平成22年中に納付していただいた国民健康保険税、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料および後期高齢者医療保険料については、平成22年分の所得税確定申告、市県民税の所得申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。

市では、納付された金額を記載した「平成22年所得申告参考資料」を1月下旬に郵送します。申告の際に資料として提出してください。

なお、65歳以上の人については、普通徴収の人だけにお送りします。特別徴収(年金からの天引き)の人は、1月下旬に社会保険庁から郵送される「公的年金の源泉徴収票」を所得の申告に使用してください。

問合せ ○国民健康保険税

については納税課 ☎(43)

1111 内線153 ○介

護保険料については介護

福祉課 ☎(42)8444

○後期高齢者医療保険料

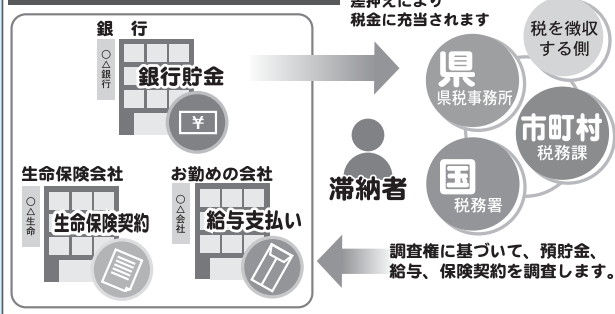
については保険年金課 ☎

(43)1111 内線147

勤務先調査



債権差押の例示(銀行、生命保険、勤務先)



休日・夜間納税相談を ご利用ください

詳しくは、本紙14頁をご覧ください。

◆法人市民税

法人が、事務所や事業所、寮などのある市町村に、申告納付する税です。

◆都市計画税

市街化区域の都市計画事業に要する費用に充てられたの税で、1月1日現在で市街化区域内に土地や家屋などを持っている人に課税されます。税率は0・27%です。

◆たばこ税

たばこ税は、たばこの製造者・卸売販売業者などが納めますが、たばこの定価に含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購買者になります。

◆国民健康保険税

加入者全員が医療費の一部を負担し合い、医療費の負担を軽減する相互扶助を目的とした国民健康保険制度のための税です。

国民健康保険税は、世帯の中の加入者全員の分をまとめて算定され、納税義務者(税を納めなければならぬ人)は、国民健康保険の加入・未加入にかかわらずその世帯の世帯主になります。